

法律クリアの 広告コピー講座

◇ 8 ◇

今週の広告コピー参考実例

- ・しみ・黒ずみの原因であるメラニン色素を押し上げて取り除き、美白・美肌効果もあります。
- ・美白効果を肌深く届けながら、さらにエイジングサインの現われを防ぎます。

いつからか、美白をコンセプトにした化粧品が話題となり、その人気が続いています。しかし、「美白効果」「ホワイトニング効果」などは、薬事法による承認を受けた効能効果ではありません。そのため、「美白効果」という文言を広告に用いることは、基本的に認められていないのです。

今回、参考例としたのは一般化粧品洗顔料と一般化粧品化粧水にあった広告ですが、これらの表現はしてはいけません。一般化粧品で美白効果をうたえるのは、化粧品に許された表現の範囲で、例えば「メイキャップ効果により肌を白く見せる」といったものです。メイキャップ効果による旨を明確にしなければなりません。つまり、メイキャップ効果を持たない基礎化粧品において「美白効果」をうたうことはできないのです。

ただし、化粧品に認められた効能効果の表現の範囲や、薬用化粧品で承認を受けた効能効果に対応する表現の範囲で説明するというルールを守れば、表現は許されます。薬用化粧品における美白効果は、メイキャップ効果に加

「美白効果」薬用化粧品で特定の表現ならOK

久保京子 プロフィール



86年慶応義塾大学文学部卒業後、花王株式会社に入社。07年から財団法人日本産業協会にて、電子商取引モニタリング調査に携わる。09年にネットショップの広告表記や顧客サービスのコンサルティングを行う株式会社フィデスを設立、代表取締役社長に就任。

えて、承認を得た「メラニンの生成を抑え、しみ・そばかすを防ぐ」または「日やけによるしみ・そばかすを防ぐ」のいずれかの表現の範囲となります。

つまり、以下のような広告は気をつける必要があります。

美白効果のあるビタミンC。色素沈着を防ぐ安定型ビタミンCを配合。ニキビ跡を残りにくくします。(医薬部外品洗顔石けん)

これは、承認効能以外のしみ、色素沈着等にかかわる表現だからです。美白効果において承認を受けた効能効果の表現は、以下に制限されます。

- 「メラニンの生成を抑え、しみ・そばかすを防ぐ」
- 「美白*」「*メラニンの生成を抑え、しみ・そばかすを防ぐ」「*メラニンの生成を抑え、日やけによるしみ・そばかすを防ぐ」

注意：ガイドラインでは「美白・ホワイトニング」等には「*」等を、説明表現にも「*」を付記するなど、相互の対応が分かるよう併記することとされています

メイキャップ効果を持たない基礎化粧品で「美白効果」をうたえるのは、薬用化粧品で承認を受けた効能効果であることが前提になります。(つづく)